

緊急事態宣言解除後の弊社対応について

新型コロナウイルスに日夜対応されている医療従事の方々、行政はじめ各所関係の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、感染症に罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言が5月25日に全地域解除されたことを受け、弊社では一部感染防止策の緩和をすることといたしました。今なお感染拡大の懸念が消し去られていないことを踏まえ、大部分の感染防止策は継続することといたしております。

弊社ではお客さま、お取引先さま及び弊社グループ従業員とその家族の健康と安全を最優先として感染防止対策を持続しながら、お客様のご要求にお応えすべく事業活動を進めて参ります。

関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 変更点

お客さまへの訪問・面談の自粛解除

各地域の要請、お客さまとの合意に基づき相互の訪問、面談を実施させていただきます。その場合もマスク着用、ソーシャルディスタンスの確保などを励行いたします。

2. 勤務取り扱い

勤務体制について

全事業所において、在宅勤務及び時差出勤を継続実施いたしております。

事業所内ではマスク着用を基本とし、換気やソーシャルディスタンスの確保など、感染防止対策を十分に講じた上で業務を行うことといたします。

3. その他の感染防止対策の継続

- (1) 国内外の出張は原則禁止とし、実施時期の延期やオンライン会議の活用を推奨しております。
- (2) 出社前に従業員が各自で体調確認を行い、風邪症状（発熱・咳等）がある場合は出社させないことを徹底いたします。
- (3) 海外からの帰国者は、プライベートでの渡航者も含め、全員14日間、自宅を含む指定された場所での待機を指示します。

上記対策については行政からの要請に基づき変更する可能性があります。

手続き上、皆さまへのご報告が事後になる可能性がありますことをご容赦願います。

なお、詳細内容につきましては、各地域の弊社窓口へお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

以上